



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

正誤

○平成二十八年三月十八日付東京都告示第四百七十九号……………

告示

●東京都告示第千八百八十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

北区桐ヶ丘一丁目六百九十六番一、平成二十八年五月同番三から同番五まで、八百七十九月三十一日

番五、千四十四番三、千四十五番一の一部、同番六から同番八まで、千四十六番二から同番五まで、千五十四番二、千八十二番一、千八十四番五、千八十七番一、千八十八番三、同番四、千九十二番、千九十八番一の一部、同番十四、同番二十、千二百一、千七百七十番三、千八百八十番三、同番七、同番八、千八百八十三番一、同番三、同番四、千二百十番二、千二百一十一番二から同番五まで、千二百十三番二、同番四、千二百十五番一から同番四まで、千三百二十番一、同番十一から同番十三まで、同番十五から同番十九まで、同番二十九から同番三十一まで、千三百七十三番三、千三百八十一番十、千四百四十六番四十三、同番五十七、同番六十八から同番七十五まで、桐ヶ丘二丁目六百三十九番二、同番三、六百五十番一、赤羽台三丁目六百三十九番一、同番五の一部、六百五十番四、同番五、八百七十九番一の一部、同番二から同番四まで、同番五の一部、千八百八十五、同番七から同番九まで、同番十四、千二百一十一番一の一部及び赤羽北三丁目千五十五番一

二 認定計画書の縦覧場所

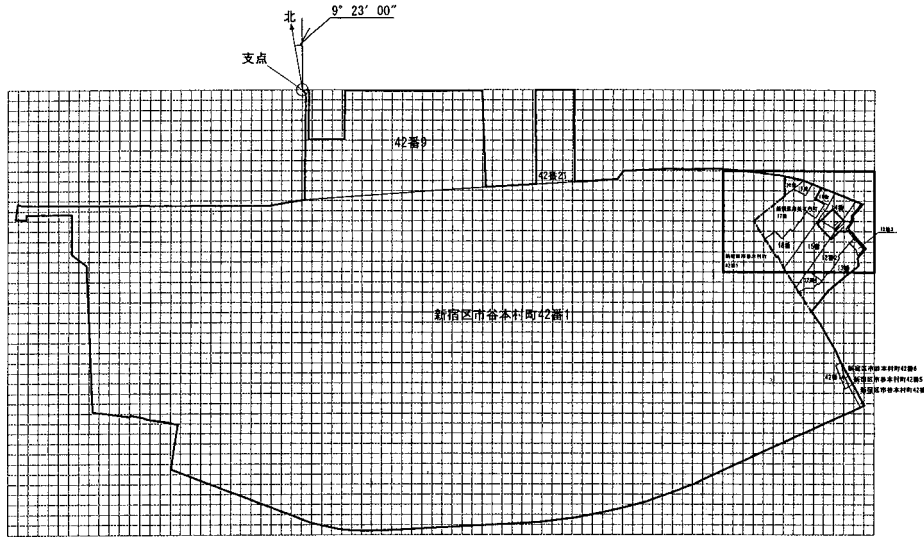
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

正誤

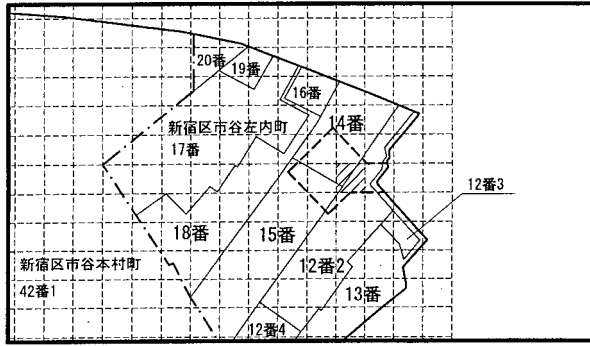
○平成二十八年三月十八日付東京都告示第四百七十九号十五ページ中段中「新宿区市谷本村町地内」を「新宿区市谷左内町地内」に訂正する。

十六ページの別図を次のように訂正する。

別図



【拡大図】



- 【凡例】
- 単位区画
  - 筆境界
  - 調査範囲
  - 敷地境界
  - 町境界
  - ▨ 形質変更所要届出区域

【支点】

支点は、新宿区市谷本村町42番9の最北端とする。

【格子の回転角度(9度23分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七號

郵便番号 113-0001

